

異動届の書き方

◎給与支払報告書提出後に、退職・転勤・休職などの事由により、特別徴収ができなくなった場合には、この異動届を提出してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収義務者 指定番号	0088888888 ←
宛名番号	1234567 ←
所属 氏名	経理課給与係 〇〇〇〇
担連 当絡 者先 電話	03-9999-9999 内線 (123)

中央区より通知している特別徴収税額通知書に記載のある「指定番号」を記入してください。

税額通知書に記載のある「宛名番号」を記入してください。
(マイナンバーではありません)

①異動後の徴収方法を「普通徴収」とするときは、枠内に「3」と番号を記入してください。

②「3. 普通徴収の場合」(D欄)に、該当する理由の番号を枠内に記入してください。
(注)同欄の理由に該当しない場合は、特別徴収継続の場合を除き、一括徴収により納入してください。

eLTAXで給与支払報告書を提出し、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法を「電子データ」と選択した場合は、必ず「受給者番号」を記入してください。受給者番号は、電子データ受取時の個人識別(特定)に必要となります。

提出期限は、
異動日の翌月10日です。

A	中央 花子	中央 花子	昭和60年1月1日	234567898765	T12345	東京都中央区築地9-1-1	東京都千代田区有楽町5番2-3301	204,000 円	34,000 円	170,000 円	8 年 7 月 31 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	3. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)													
	フリガナ	チュウオウ ハナコ	氏名	中央 花子	生年月日	昭和60年1月1日	個人番号	234567898765	受給者番号	T12345	1月1日現在の住所	東京都中央区築地9-1-1	異動後の住所	東京都千代田区有楽町5番2-3301	特別徴収税額(年税額)	204,000 円	徴収済額	34,000 円	未徴収税額(ア)-(イ)	170,000 円	異動年月日	8 年 7 月 31 日	異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	フリガナ	チュウオウ ハナコ	氏名	中央 花子	生年月日	昭和60年1月1日	個人番号	234567898765	受給者番号	T12345	1月1日現在の住所	東京都中央区築地9-1-1	異動後の住所	東京都千代田区有楽町5番2-3301	特別徴収税額(年税額)	204,000 円	徴収済額	34,000 円	未徴収税額(ア)-(イ)	170,000 円	異動年月日	8 年 7 月 31 日	異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	フリガナ	チュウオウ ハナコ	氏名	中央 花子	生年月日	昭和60年1月1日	個人番号	234567898765	受給者番号	T12345	1月1日現在の住所	東京都中央区築地9-1-1	異動後の住所	東京都千代田区有楽町5番2-3301	特別徴収税額(年税額)	204,000 円	徴収済額	34,000 円	未徴収税額(ア)-(イ)	170,000 円	異動年月日	8 年 7 月 31 日	異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	異動後の未徴収税額の徴収方法	3. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
B	1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号	(新規) 法人番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称	担当者 連絡先	所属 氏名	電話	内線 ()	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	受給者番号	納入書の有否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要												
	2. 一括徴収の場合	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。																				
C	3. 普通徴収の場合	1. 異動が 令和8 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	3. 死亡による退職であるため	※市区町村記入欄																					
	理由	1. 異動が 令和8 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	2. 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	3. 死亡による退職であるため	※市区町村記入欄																					

《異動後の住民税の支払方法》

1. 特別徴収継続・・・異動後に、新しい勤務先で引き続き特別徴収する方法【A・Bの欄を記入】
2. 一括徴収・・・退職時の給与又は退職手当から一括して差し引く方法【A・Cの欄を記入】
3. 普通徴収・・・従業員自身が納税する方法【A・Dの欄を記入】

※ただし、1月1日から4月30日までの間に異動された場合は、2の一括徴収で処理してください。

※異動届の提出先は、該当年度の1月1日現在における、給与所得者の住所がある市区町村です。転居等により令和7年度と8年度、又は令和8年度と9年度で課税される市区町村が異なり、両年度の徴収方法を変更する場合、両方の市区町村に提出が必要となります。